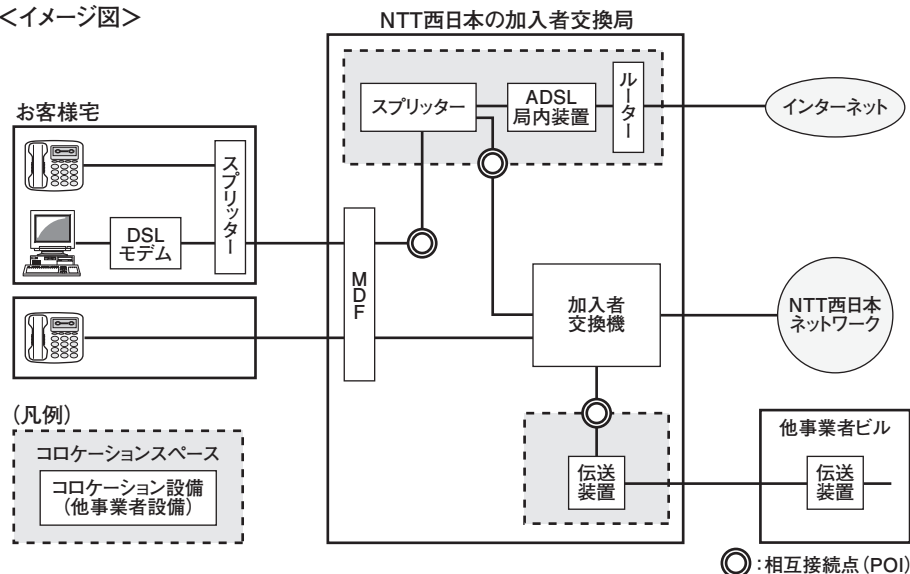


(参考) コロケーション

接続事業者が当社の第一種指定電気通信設備との接続に必要な装置を当社の通信用建物への設置を希望される場合には、技術的、経済的等による代替性の観点から、これが必要であると判断される場合は、「接続に必要な装置」として設置スペースを義務的に確保し、装置の設置(コロケーション)を実施しております。

<イメージ図>

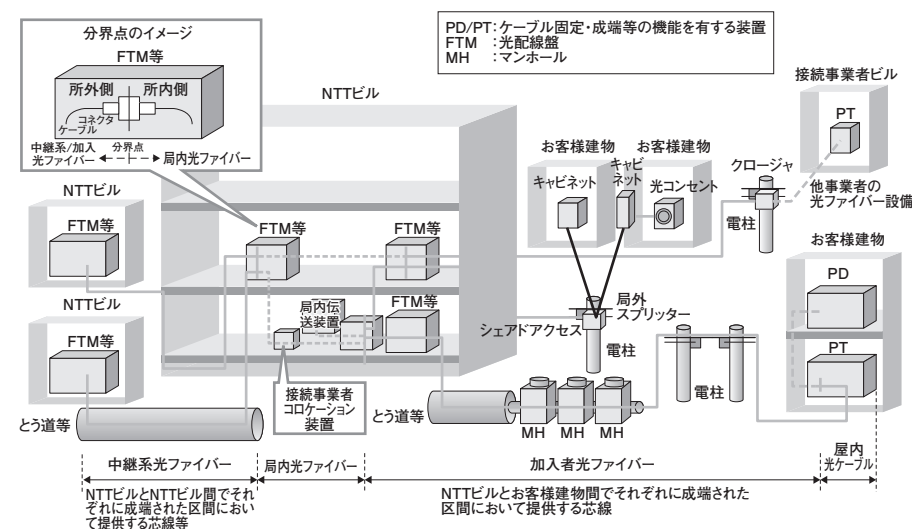


コロケーションに関する主な経緯

1997	接続に必要な他事業者設備の接続を円滑に行うための装置としてNTT建物内に設置するためのスペース提供開始
1998. 3	預かり保守契約に基づく負担額を接続約款に規定
2000. 2	正味固定資産価額をベースとしたスペース賃貸料をビル毎に算定し、接続約款に記載
2000.11	コロケーションに関する(情報開示、標準的接続期間の設定、他事業者工事保守等)省令変更に対応し接続約款変更
2000.12	コロケーションに必要な情報をガイドブック、ホームページにて公表
2001. 4	自前工事の立会い範囲の見直し(危険工程等6工程のみの立会い)
2001.12	保留期間短縮に関する接続約款変更
2002. 5	リソース(コロケーションスペース、MDF、電力)配分に係る上限方式の導入
2003. 5	コロケーション手続き等の見直し(保留キャンセルに伴う違約金の設定等)
2004. 4	コロケーション業務支援システム運用開始
2007.11	複数のコロケーションリソースの一括申し込みに係る手続き等に関する接続約款変更
2018. 6	コロケーション手続き等の見直し(配分上限量の緩和) コロケーションの代替措置追加に伴う接続約款の変更
2019. 2	コロケーション設備撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)の変更等に係る接続約款の変更
2020.12	POI調査・自前工事申し込みに係る接続約款の変更

(参考) 光ファイバーの提供

当社では、接続事業者の要望に応じ、光ファイバー設備を提供しております。



【線路設備調査(中継系光)／事前照会(加入者光)】

他事業者が利用を要望している光ファイバー設備の提供可能時期、及び利用にあたって必要となる設備情報(ファイバー種別、コネクタ種別、距離、提供可能芯線数、伝送損失、光主配線盤設置フロア等)の調査を3週間以内*に行います。

*お客様宅内光屋内配線設備の調査を含む場合は、ビルオーナーとの折衝等があることから、この限りではありません。

【光ファイバーに関する主な経過】

2000.12	光IP網通信サービス開始 光ファイバーの暫定的な提供条件の公表 光ファイバー接続協定の認可
2001. 7	接続約款認可申請(手続き)アンバンドルメニューに係る手続きに関する接続約款認可
2001. 8	アンバンドルメニューに係る料金に関する接続約款認可
2001.12	保留期間短縮に関する接続約款変更 光ファイバー開通申し込み受付システム運用開始
2003. 3	光ファイバー設備利用及び情報提供手続きの見直し 県間光ファイバー提供開始
2003.10	加入者光ファイバー概算納期情報開示システム運用開始
2004. 6	標準的期間の見直しに関する接続約款変更
2007.11	複数の中継系光ファイバーの一括申し込みに係る手続き等に関する接続約款認可 中継系光ファイバーの空き芯線がない区間の代替区間等の情報提供の手続き等に関する接続約款認可
2010. 3	WDM(波長分割多重)装置が設置されている区間における中継系光ファイバーの提供条件及び接続料金等の接続約款認可
2010. 9	既設光屋内配線の転用工事費に係る接続約款認可
2010.12	加入者光ファイバーのテープ分散手続きの追加に係る接続約款認可
2013. 3	加入者光ファイバー接続料(エントリーメニュー)の適用に係る接続約款認可
2016. 7	光信号端末回線(シェアドアクセス方式)提供時における光局外スプリッターへの光信号分岐 端末回線収容に係る原則の適用等に係る接続約款認可